

(3) 平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した減価償却資産について資本的支出があった場合

**問 12** 平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した減価償却資産について平成 19 年 4 月 1 日以後に資本的支出があった場合の具体的な計算の方法を教えてください。

(答) 減価償却資産について、平成 19 年 4 月 1 日以後に支出する金額のうち資本的支出に係る金額があった場合には、原則として、当該資本的支出に係る金額を一の減価償却資産の取得価額として、当該資本的支出を行った減価償却資産の種類及び耐用年数を同じくする減価償却資産を新たに取得したのものとして新たな定額法又は新たな定率法により償却費の額を計算します(所令 127①)。

この場合、当該資本的支出を行った減価償却資産が平成 19 年 3 月 31 日以前に取得したものである場合には、当該資本的支出を行った減価償却資産に係る取得価額に当該資本的支出に係る金額を加算することもできます(以下、設例では**特例**といいます。)(所令 127②)。

なお、この加算を行った場合は、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した当該資本的支出を行った減価償却資産の種類、耐用年数及び償却方法に基づいて、加算を行った資本的支出部分も含めた減価償却資産全体の償却を旧定額法又は旧定率法等により行います。

○ 具体的な計算は次のとおりです。

**【設例】**

資本的支出を行った減価償却資産 (本体)

取得年月 19 年 1 月 取得価額 : 1,000 万円 耐用年数 : 6 年  
耐用年数省令別表九の耐用年数 6 年の旧定率法の償却率 ⇒ 0.319  
(事業専用割合は 100%とします。)

資本的支出

支出した年月 19 年 7 月 取得価額 : 150 万円 耐用年数 : 6 年  
耐用年数省令別表九の耐用年数 6 年の旧定率法の償却率 ⇒ 0.319  
耐用年数省令別表十の耐用年数 6 年の定率法の償却率 ⇒ 0.417

**【計算例(原則)】**

(平成 19 年分)

	(取得価額)	(償却率)	(償却費)	(未償却残高)
本 体 :	10,000,000 円	× 0.319 × 12/12	= 3,190,000 円	6,810,000 円
資本的支出 :	1,500,000 円	× 0.417 × 6/12	= 312,750 円	1,187,250 円

(平成 20 年分)

本 体 :	6,810,000 円	× 0.319 × 12/12	= 2,172,390 円	4,637,610 円
資本的支出 :	1,187,250 円	× 0.417 × 12/12	= 495,084 円	692,166 円

**【計算例(特例)】**

(平成 19 年分)

	(取得価額)	(償却率)	(償却費)	(未償却残高)
本 体 :	10,000,000 円	× 0.319	× 12/12 = 3,190,000 円	6,810,000 円
資本の支出 :	1,500,000 円	× 0.319	× 6/12 = 239,250 円	1,260,750 円

(平成 20 年分)

本体+資本の支出: {(10,000,000 円+1,500,000 円) - (3,190,000 円+239,250 円)}		× 0.319	× 12/12 = 2,574,570 円	5,496,180 円
--	--	---------	-----------------------	-------------